

第1回 市民参画条例（仮称）策定審議会の概要

1. 日 時：平成14年2月8日 14:00～16:00

2. 場 所：第四委員会室

3. 出席者

審議会委員：中野新治会長、坂本紘二副会長、松田武男委員、伊藤幹子委員、石川啓委員、中村英夫委員、高田昌幸委員、吉田清志委員、大賀好子委員、廣崎節子委員、小田義則委員、河野通雄委員、高田倫子委員（以上13名）
事務局：大永助役、新内部長、坂下次長、尾山課長、松木課長補佐、三浦主事

4. 議事概要

(1) 開会

(2) 委嘱状公布

(3) 大永助役挨拶

(4) 審議会委員自己紹介

(5) 会長及び副会長の選出について

・審議会委員から事務局の考えを求められ、事務局から中野新治氏を会長に、坂本紘二を副会長に推薦し、承認を受ける。

(6) 会長及び副会長挨拶

(7) 審議

1) 市民参画条例（仮称）策定の目的と審議会の役割について

（事務局説明）

・下関市では、「市政の主人公は市民である」を基本理念に、従来から市民の声を市政に反映する市政運営を推進して来ましたが、今後、さらに市民の市政への参加を積極的に推し進め、市民と行政との相互理解、協力関係をいっそう発展させることが必要であると思われます。市民と行政が協働して市政の発展を図るために、市民参加の基本的な事柄をある程度ルール化する為に、「市民参画条例」（仮称）の制定を目指します。

このルール作りにおいて市民の皆様方の意見を拝聴し、また市民と行政が一

緒になって条例づくりを行なう為に市民参画条例（仮称）策定審議会が設置されました。

この審議会は従来の審議会とは違い、単に行政の作成した案を検討していただくのではなく、行政からは目的や枠組み、期限といった条件を提示させていただいた上で、条例を作成していくという形式をとりたいと思います。つまり、市民参画条例を市民の参画によって作るということであり、審議会の役割は大きいものがあると認識している。

2) 資料説明

(事務局説明)

- ・ 市民参画条例（仮称）の策定にあたっては、基本的に審議会の皆様に議論をお願いできればと思っている。しかしながら、市民参加は市として既に実施しているものも多くあることや、昨今のボランティアやNPOといった市民活動の進展などを考慮していただきたいと思う。
- ・ 市民活動課において昨年12月に調査をした結果、大きく分けて次にあげる4つ方法で市民の皆様に参加をお願いしていることが分っている。
 - 既存施策の中で市民参加をいただいているもの
 - 審議会や運営委員会等の設置
 - 市民活動団体との協働
 - 情報公開
- ・ これらの下関市の現状に加え、先進市の状況や、時節の流れ、あるいは市の市政の基本となる第4次総合計画等を総合的に考えますと、次のような内容が条例の主軸となると想定できる。
 - 市民活動の促進
 - 既存施策の整理
 - 情報公開
 - 審議会の公募努力規定

(委員意見)

- ・ 山口県が県民活動支援条例を策定中であるが、下関市は山口県の中にあるのでふまえなければならない。

- ・ 参加や参画、NPO やボランティアといった用語の整理が必要である。
- ・ 第4次総合計画で市民活動については明記してあるのでそれをふまえないといけない。
- ・ 先進地の事例や条文などを紹介してほしい。
- ・ 委員の中で市民参画への思いがそれぞれ違うので理解しあうために、公募の人間は公募時の作文を、公募でない人間もそれぞれの考えをまとめてお互いに考えを交換することにしたい。
- ・ 次回の審議会の開催までに、自分の中にあるイメージを、それぞれ固めておくことにする。

3) スケジュール

(事務局説明)

- ・ 次回は3月17日の講演会を予定している。
- ・ 4月以降月2回程度、審議会を開催していただき、7月末か8月上旬にフォーラムを開催する予定にしているので、そのフォーラムでご提言をいただきたい。
- ・ 最終的には平成14年度中に策定いたしたい。

(委員意見)

- ・ 3月17日の講演会は、駐車場を考慮して場所を選定し、講師はNPO 福岡から招聘してほしい。

4) その他

(事務局説明)

- ・ 審議会の議事の公開についてはいかがいたしましょうか。

(委員意見)

- ・ 審議会の議事録については、インターネットで公開、あるいは市民活動課で縦覧する。

詳細についてお知りになりたい方は、市民活動課までご連絡ください。